

令和8年度 小郡市立三国中学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることから、いじめ問題への対応は喫緊の重要課題として取り組むことが必須である。

本校の基本方針は、国や県、小郡市の基本方針の基本的な考え方を参考に、学校・家庭・地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義 <いじめ防止対策推進法より>

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

○ 「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

○ 「心理的、物理的な影響」とは

いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

【心理的な影響】 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団による無視をされる、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【物理的な影響】 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする、ぶつかられたり叩かれたり蹴られたりする、金品をたかられる、金品を隠されたり盗まれたり壊されたり捨てられたりする 等

2 いじめ防止等のための基本的な方針

(基本理念)

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることから、すべての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として講じなければならない。

また、いじめの防止にあたっては、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い認識のもと、「どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識と強い信念をもち対応にあたるものとする。

いじめの対応にあたっては、いじめられたとする生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識の下で受容的に接するとともに、いじめられた生徒を全面的に支援する。

(いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(学校および教職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。

また、全教職員は、組織的に全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決及び再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。早期発見については、生徒の変化を看る目を養い、いじめの兆候を決して看過しない。(問題を決して一人で抱え込まないこと。)

指導にあたっては、生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして行うのではなく、生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導する。(定義はあくまでも法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、常に生徒の状況を見守り、教育的観点からよりよい人間関係を築けるように指導する。)

3 いじめ防止等のための対策の基本

(1) 基本施策

① 未然防止のためのいじめを生まない教育活動の推進

ア 学校の教育活動の重点目標の一つとして「他者を思いやる心豊かな集団づくり」を掲げ、組織的にいじめ防止に取り組む。

イ 生徒の心豊かな情操と道徳心を培うために、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

※ 学級集団、学年集団、部活動集団、異年齢集団等における集団づくり

ウ 保護者や地域の方々、その他の関係者との連携を図り、生徒が自主的にいじめ防止に取り組む活動を支援する。※ 生徒会活動を含む

エ いじめ防止に関する理解を深め、いじめ防止の具体的実践力を向上させるための措置として、学級内等で自己表現活動(主張や意見発表等)を取り入れ、意見交流の場を多くつくる。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめを早期に発見するため、学校生活アンケートやチェックリスト等を活用した調査を定期的に実施するとともに、相談ポストの設置やいじめに特化したアンケートの実施など、必要な措置を講ずる。

○ 学校生活アンケート…月1回実施 ○いじめに特化したアンケート…学期に1回実施

(アンケート実施の際の留意点)

・調査用紙の配付及び回収は、学級担任等が直接行う。

・調査実施後は、調査結果に基づいて個別に面談を実施する。

イ 教育相談週間を学期に1回設定し、教育相談の充実を図る。

ウ 生徒及び保護者との信頼関係をつくり、教育相談活動がしやすい体制をつくる。

エ スクール・カウンセラー(SC)、スクール・ソーシャルワーカー(SSW)等を活用し、相談体制の充実を図る。

③ いじめ防止のための教職員の資質の向上

ア 学校はいじめ防止等に向けた基本方針の共通理解と、教職員はいじめ防止等への対応力の向上を図るための校内研修会を実施する。

※ 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した校内研修会

④ 電子機器を通じて行われるいじめに対する対策

インターネット・スマートフォン・タブレット端末等の電子機器を通じて送受信される情報の特性(高度な流通性、匿名性、信憑性が非常に曖昧)を踏まえて、これらの電子機器を通じて行われるいじめを防止するとともに、これらに効果的に対応できるように、教職員・保護者・生徒・地域の方々等を対象にした研修会を実施する。

※ 生徒・保護者を対象とした研修会

※ 教職員を対象とした研修会

※ 地域の方々を含めた研修会(地域懇談会)

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止等を効果的に行うために、以下の機能を担う「いじめ不登校対策委員会」を設置する。「いじめ不登校対策委員会」は次の二つの部会に分け、週時程に位置づけ各課題に応じた事案について協議する。

○ 不登校部会…主に不登校生徒、別室登校生徒への問題に対応する。(毎週火曜日の3校時に定例)

○ 生徒指導部会…主に生徒指導上問題となる事案に対応する。(毎週木曜日の4校時に定例)

ア 「いじめ不登校対策委員会」の構成員

- 不登校対策部会：管理職、生徒指導担当主幹教諭、課題対応担当教諭、各学年不登校対応担当教諭、生徒指導主事、養護教諭、SC、SSW、必要に応じて事案等に関係する学級担任 等
- 生徒指導部会：管理職、生徒指導担当主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教諭、SSW、生徒指導支援員、必要に応じて事案等に関係する学級担任 等

イ 「いじめ不登校対策委員会」におけるいじめ防止に関する活動

不登校対策部会、生徒指導部会は上記（２）①の内容を主な活動とするが、いじめに関しては両部会で協議されることもあり得ることから、生徒指導担当主幹教諭が中心となり両部会における共通理解を図りながら対応を進める。いじめ防止に関しては両部会の共通理解の下、以下の内容の活動を行う。

- ・いじめの早期発見に関すること（調査、教育相談の実施等）
- ・いじめ未然防止に関すること（研修会の実施等）
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめ事案等に関する生徒理解に関すること（カウンセリング等）

② いじめに対する具体的な措置

ア いじめに係る相談等があった場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒とその保護者等に対する支援及びいじめを行った生徒への指導・その保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められる場合は、保護者・教育委員会と連携を図りながら、一定期間、加害生徒に別室や自宅等での学習を勧める等の措置を講ずる。

エ いじめ事案の関係者間における争いを生じさせないよう、いじめ事案に係る情報を、関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会はもとより、所轄の警察署や児童相談所、医療関係等の関係機関と連携し対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、以下の対処を行う。

- ① 重大事案の詳細について、小郡市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 小郡市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査の結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかは、被害生徒本人及びその保護者に対しての面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察すること。

(5) 学校評価におけるいじめ防止等に関する留意事項

いじめ等の事案を隠蔽することなく、実態の把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見への取組に関すること
- ・教育相談活動の実施に関すること
- ・生徒指導等での共通理解と共通実践に関すること